

資料提供
令和7年4月11日
課名：食品生活衛生課
担当者：湯藤
内線：3102
直通電話：082-513-3104

食中毒の発生について

1 概要

令和7年4月10日（木）8時30分、庄原市内の営業者から、北部保健所に、「4月5日（土）に提供した仕出し料理を喫食した1グループ中、7人程度が嘔吐・下痢の症状を呈している。」旨の報告があった。

同保健所の調査の結果、4月5日夕に、当該施設が提供した仕出し料理を喫食した2グループ25名中10名が嘔吐・下痢等の症状を呈しており、有症者に共通する食事は当該施設が調理提供した食事に限られていること、有症者5名の検便からノロウイルスが検出されたこと、有症者の発症状況がノロウイルスによる食中毒と一致していること及び有症者を診察した医師から食中毒患者等届出票が提出されたことから、同保健所は当該施設が提供した仕出し料理を原因とする食中毒と判断し、本日19時30分に当該施設に対する営業禁止処分を行った。

なお、当該施設は4月10日（木）の18時から、原因となった施設の使用を自粛している。

また、当該施設は、4月5日及び6日に、東部保健所福山支所管内の飲食店計2施設にも刺身等を納品しており、当該飲食店2施設が提供した食事（納品された刺身等を含む。）を喫食した33名中21名が同様の症状を呈し、うち13名の便からノロウイルスが検出されたことから、現在、当該食中毒事件との関連性を調査中である。

2 初発日時 令和7年4月6日（日）9時（平均潜伏期間 30時間）

3 有症者数等 10名（男9名、女1名）（40歳代～90歳代）

4 主症状 下痢、嘔吐

5 原因施設

- (1) 名称 うおちよう 魚長
(2) 営業者 有限会社 藤川商事 代表取締役 ながしろ 長代 よしたみ 吉民
(3) 業種 飲食店営業3類、魚介類販売業1類
(4) 所在地 庄原市東城町東城53

6 原因食品 令和7年4月5日（土）に提供した食事

7 病因物質 ノロウイルス

8 北部保健所の対応

- (1) 施設の立入調査
(2) 有症者等の喫食状況及び健康状況調査
(3) 営業の自粛要請（4月10日（木）18時）
(4) 検体（有症者便、調理従事者便、施設内ふきとり）の採取及び検査
(5) 営業禁止処分（4月11日（金）19時30分）

《 報道機関へのお願い 》

食中毒予防のため、手洗いの徹底、食品の十分な加熱、調理器具類の殺菌消毒について、県民への啓発をお願いします。

特にノロウイルスによる食中毒は、大規模な食中毒になりやすい傾向がありますので、食品を取り扱う際の健康管理や、手洗いの徹底等について、より一層の注意が必要です。